

東京農工大学における早期卒業に関する規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|--|------|
| <p>本則</p> <p>(早期卒業予定者の認定)</p> <p>第4条 <u>2年次後学期</u>までの全学期において、学部で別に定める授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則により成績優秀者として認定された者で、早期卒業を希望する者は、<u>3年次前学期</u>開始時の所定期間に、所属学科の学科長(以下「<u>学科長</u>」<u>という。</u>)を経て、当該学部長(以下「<u>学部長</u>」<u>という。</u>)に申請するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卒業の認定及び決定)</p> <p>第5条 早期卒業予定者については、<u>3年次後学期</u>の終わりに学部で別に定める早期卒業認定基準に従い、当該学部長が当該教授会の議を経て、当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長がこれを決定する。</p> <p>(卒業の時期)</p> <p>第6条 学長が早期卒業を決定する時期は、<u>3年次後学期</u>終了時とする。</p> | <p>本則</p> <p>(早期卒業予定者の認定)</p> <p>第4条 <u>2年次後期</u>までの <u>各期</u>において、学部で別に定める授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則等により成績優秀者として認定された者で、早期卒業を希望する者は、<u>3年次前期</u>開始時の所定期間に、所属学科の学科長を経て、当該学部長(以下「<u>学部長</u>」<u>という。</u>)に申請するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卒業の認定及び決定)</p> <p>第5条 早期卒業予定者については、<u>3年次後期</u>の終わりに学部で別に定める早期卒業認定基準に従い、当該学部長が当該教授会の議を経て、当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長がこれを決定する。</p> <p>(卒業の時期)</p> <p>第6条 学長が早期卒業を決定する時期は、<u>3年次後期</u>終了時とする。</p> | |

附 則 (平成31年4月1日教規程第15号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。